

東京都の児童福祉財政に関する交付税と 都区財政調整の比較分析

佐藤 一 光

はじめに

児童福祉は最も社会的対立を引き起こす分野である。現代の福祉国家が国民に供給する機能にはさまざまな分野が存在するが、その中で最大の金額が割り当てられているのが社会保障・教育の分野である。年金や高齢者介護といった高齢者向けの分野、高齢者と児童に重点があるものの全年齢の分野である医療、障害者福祉、生活保護や失業給付といった現金給付に関して、しばしば誰もが直面するリスクに対応したセーフティーネットであるという議論がなされる。しかし、皆婚社会に近かった状態から婚姻率は低下し、出生率が低下している日本社会において子ども持つということは誰にでも訪れることが期待されることではなくなっている。保育サービスは子どもの健全な発達にも、母親の幸福度にも有益な効果があることが知られているが（山口 2019）、子どもに対する福祉と子育ての支援を充実させるということは誰にでも利益のある社会政策であると認識することは難しくなっている。

子ども・子育てにおける最大の費用は教育である。誰もが十分な教育を受けられるようにするということは、家庭環境によって期待される将来の所得が決定されないようにするという意味で重要である。すなわち、現在存在している格差を再生産すること、格差の固定化を防ぐ機能がある。もちろん教育には人的資本を蓄積して経済成長を支えするという機能もある。ほとんどの国民は公教育を受けたことがあり、教育システムの充実の必要性については合意しやすい側面がある。

他方で家族政策が未発達であった日本においては子ども・子育て支援の分野からは誰もが受益を享受していたとは必ずしもいえない。幼少期に受けた児童福祉は、多くの大人たちにとってあまりにも遠い昔のことである。それゆえ、普遍的な児童給付であって民主党政権下のこども手当には批判も多かったし、その後の自民政権下では所得制限のある児童手当へと制度は逆戻りし、2022年10月には養育者の年収が所得上限限度額以上の場合に支給されていた一律5,000円の特例給付にも所得上限が設定されることとなった。

児童手当は3歳未満に15,000円、3歳以上小学校終了前には10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生には10,000円が支給されることになっている。ただし、養育者の年収が児童手当所得制限限度額以上の場合には児童の年齢に関わらず一律の5,000円の特例給付が支

給される。所得制限限度額と所得上限限度額は前年末の児童や年収 103 万円以下の配偶者や親といった扶養親族等の人数によって異なってくる。内閣府によると 2022 年 10 月時点で扶養親族がいなかった場合の所得制限限度額と所得上限限度額は 622 万円（収入の目安：833.3 万円）と 858 万円（1071 万円）、1 人の場合は 660 万円（875.6 万円）と 896 万円（1124 万円）、2 人の場合は 698 万円（917.8 万円）と 934 万円（1162 万円）、3 人の場合は 736 万円（960 万円）と 972 万円（1200 万円）、4 人の場合は 774 万円（1002 万円）と 1010 万円（1238 万円）、5 人の場合は 812 万円（1040 万円）と 1048 万円（1276 万円）となっている。

国民生活基礎調査（2021）の所得金額階級別世帯数によると所得 900 万円以上の世帯は 15.7%、1200 万円以上の世帯は 7.8% となっている。世帯主・養育者の所得は世帯所得より低いことが想定されるため所得限度額・上限額以上の世帯数の数は必ずしも多くない。共働き世帯が太宗を占める中で世帯所得ではなく、多くの場合養育者として登録されている世帯主の所得を基準とした所得制限・上限額の設定は、片働き世帯と共働き世帯との間での不公平を産んでいる。しかしそれでも、高所得世帯の子育てをなぜ社会的に支援しなければならないのかという声は強く、児童に対する現金給付を所得によらない普遍的な給付にするべきだという意見はなかなか受け入れられない。このような児童手当の所得制限・上限限度額は、子育てをしている高所得世帯には社会的支援がなされず、子育て世帯の中で支援が行き届かない、社会から見放されているという感覚を醸成して社会的分断の源泉になっている。

もうひとつ現代社会の直面する困難に少子化問題がある。日本は世界の中で最も少子化が深刻な国であることが知られている。ひとりの女性が一生涯のうちに子どもを産む平均的な数である合計特殊出生率は、先進国中もっとも低い水準を推移している。日本における合計特殊出生率の低さの要因は経済的要因から社会的要因、文化的要因など多岐にわたって考えられるが、ひとつの大きな共通項は女性の就業と子育ての両立支援政策の貧弱さである。OECD 諸国において、社会支出のうち家族関係支出の GDP に占める割合は平均から大きく離れて低いことが知られている（OECD2009, 山本他 2010, 高橋 2018）。

このような、女性に就業か出産・子育てかの選択を迫る社会制度のもとでは、多くの女性が出産・子育てに従事する 30 代を中心として女性の労働力率が低下する「M 字カーブ」が確認される。日本においては、年々 M 字カーブは緩やかになっている、すなわち出産・育児のために就業を諦める女性が減っているが、それは子育てとジョブキャリアの両立が図られるようになっただけではなく、結婚・出産・育児を遅らせるか、意図的に選択しないか、社会構造のもとで選択できないという、女性や家族が増加したことに起因する。戦後日本の人口学的見地からは、少子化の本質的原因は既婚女性が出産しなくなるのではなく、結婚しなくなることであると考えられている（津谷 1999）。少子化と女性の就労の状況は、家族支援政策だけで説明することはできないが、最も大きな要因のひとつだと推論される¹⁾。

筆者は佐藤（2014）において、いわゆる土建国家財政においては男性の稼働能力を引き上げることで家族能力を強化し、財政による家族支援を不要とすることに対して考察を加え、自民党を中心とした保守勢力だけではなく、福祉の充実を訴えた革新勢力もまた家族主義的な政策志向であったことを指摘した。美濃部都政など革新自治体の中心的政策は公害対策、老人医療費の無償化、児童手当の3種であったが、このうち「児童手当」という現金給付は子育ての社会化ではなく、子育ての機会費用を補填する意味合いが強い。保守勢力と革新勢力は、女性は出産を機に職を離れて家庭に入る、というステレオタイプな家族像を共有していた可能性が示唆される。この点については、次節において再考する。

このような分析を背景として佐藤（2015）では、特に保育所の供給量が不足し、待機児童が大量に発生している東京都において、いかにして保育所の過小供給体制が構築されたのかを分析した。第一の結論は、通説的に指摘されていることでもあるが、国庫支出金の不足と基礎的自治体の超過負担が保育サービスの過小供給の背景にあったということである。国庫支出金は児童福祉法の規定するサービス供給を、当初から保障できておらず、超過負担と保育料の荷重が問題視されていた（右田1966）。しかし、地方自治体による自主的な努力によって、すなわち地方自治に基づく自発的な「超過負担」によって児童福祉の理念はかろうじて守られていたと考えることもできる。そこに、国庫補助率の低さが再三指摘されながらも、政策的に無視されるところか補助率の引き下げが検討されてきた理由がある²⁾。

第二に保育所の不足が解消されなかったのは、保育サービスの過小供給を背景として、有子世帯の間に不公平感が広がっていたことであると分析した。保育サービスは、社会的には人口の維持を通じて正の外部性が存在しているにせよ、そもそも有子世帯と非有子世帯の間に直接的な受益感の違いがある。そこに、保育サービス不足によって保育サービスを受けられる有子世帯と、受けられない有子世帯の間にも楔が打ち込まれることになったのである。保育サービスは、児童福祉法によって「保育に欠ける」児童の親に対して限定的に提供される福祉サービスであり、当初は相当程度救貧的意味合いが強かった。

保育サービスは当初、生活保護を受けている世帯か、住民税を支払っていない低所得世帯が念頭に置かれていたため、住民税や所得税を支払っている世帯には、その利用を抑制すると共に倫理的報酬として保育所利用料金が設定されていた³⁾。救貧政策であるうちは、過小供給は不公平感の源泉になりにくい。しかし、1970年代に入って急激に保育需要の多様化が進むと、つまり低所得世帯ではないが共働きであるような世帯が増えると、保育所を利用できる世帯と利用できない世帯の間の不公平感が高まった。それに伴い保育所は、対価性の強い「福祉」サービスであると認識されるようになっていった。地方行政において租税自主権が限定されていることも背景として、「保育料」を受益者負担として妥当な財源調達手段として強調されるようになったのである。

第三に、第二次ベビーブーム世代が小学校に進学し、団塊ジュニア世代が小学校に進学し

はじめ、全国的に急激に保育需要が減少する中で、1985年と86年に国庫補助率が引き下げられたことにある。それまでは8/10だった国庫補助率は85年には7/10に、86年には5/10にと段階的に引き下げられた。しかし、1980年代に確かに全国的に保育需要は減少傾向にあったことが入所児童数の減少傾向から見て取れるものの、東京においては入所児童数が減少しなかったことから、依然として高い保育需要が維持されていたことが推測される。このような政策的ミスマッチが1990年のいわゆる「1.57ショック」の背景にあったと結論付けた。

しかし同論文では、紙幅の関係から一般補助である交付税と都区財政調整（都区財調）について分析することができなかった。これらの財政調整制度を児童福祉について分析する意義は次の三つである。第一に、国庫補助率の引き下げは、必ずしも国や都による財源保障の放棄を意味しないということである。交付税と都区財調⁴⁾の算定における基準財政需要額は、単位費用・測定単位・補正係数の3つの要素の積である⁵⁾。このうち、測定単位は人口や保育所入所児童などが用いられ、補正係数は人口密度や保育所入所児童などをを用いてそれぞれの自治体の環境要因を考慮している。

単位費用は、標準的な保育所の運営費用から、保育所使用料と特定財源による財源保障を引いて、標準的な測定単位で除することで求められる。すなわち、国庫補助率の引き下げは直ちに単位費用の上昇を意味するし、国・都の想定する保育所使用料が引き上げられれば単位費用は低下する。単位費用の上昇は基準財政需要額の増額を意味し、不交付団体でないならば、それは交付金の増額に結びつく。あくまでも一般財源として交付税・都区財調は交付されるため、その後の財源の利用に関して自治に任されているが、十分な財源が交付されているのであれば、保育所不足は地方自治によって保育サービスの供給を抑制したということになる。このような交付税・都区財調の基準財政需要額の算定において表明される標準的な自治体での保育所運営費が、それぞれの自治体の財政運営に影響を与えている可能性は否定しえない。東京都の市部と特別区の比較を通じて、交付税と都区財調の制度の違いを検出することができるかもしれない。

第二に、保育所使用料という財源調達手段である。児童福祉法によると、保育所運営経費の財源調達は、保育所使用料という保護者負担を所得に応じて徴収したのちに、残りの経費について国と都道府県と区市町村が負担するとしている。しかし、保育所使用料は、交付税と都区財調の基準財政需要額の算定においては、すなわち国や都区が想定する財源の重要性としては、時期によって変動はあるもののおおむね保育所運営経費の半分を賄うこととされてきた。保育サービスにおいては他の福祉分野と比較して保育所使用料の高額さが際立っていることが指摘されてきた⁶⁾。このような、財政の本旨にはそぐわない財源調達の重要性についても批判的に検討しなければならないが、交付税・都区財調で財源保障がなされていたとしてもその十分性・不十分性によって使用料を活用するかどうか左右された可能性を検証

できるかもしれない。

以下、第1節では保育財政に関連する先行研究を整理する。第2節では東京都における義務的経費に分類される保育所運営費の超過負担の状況を明らかにする。第3節では超過負担の状況と一般補助の関係性について考察を加える。第4節では、保育所使用料金と超過負担の関係性について考察する。第5節において、本論の分析を総括する。

1. 保育サービスと出産、女性の就労、財政

財政学分野での児童福祉財政に関する研究蓄積は必ずしも多くない。高端（2018）は児童福祉財政が国庫支出金と交付税によって支えられていることを説明しており、歴史的な政策の変遷にも詳しい。しかし、国庫支出金の水準が実態と合致していないために生じている超過負担と、それを自治体がどのように解決しようとしたのかという自治についての考察が不足しているため、家族支出が国際的にみて低水準であることは説明できても国庫支出金、交付税、料金の制度的連関については触れられていない。山本他（2010）は国庫支出金、交付税、保育料についてそれぞれ制度の解説が行われているが同様にそれらの連関については記載がない。

他方で日本において、出生率の低下がなぜ起きているのかということに関しては豊富な蓄積がある。津谷（1999）が指摘するように、人口学的見地からみて、戦後は有配偶女性の出生数の縮小から、その後は晩婚非婚化へと少子化の要因が移ってきた。子ども数は女性の年齢が上がるにつれて増加するが、パートタイム、フルタイムを問わずに働いているならば、そして人口10万人以上の都市に居住しているならば減少する⁷⁾。

このような状況を背景として、仕事と育児の両立支援である保育サービスの拡充は、出生率を引き上げるとする研究は数多く存在する。高山他（2000）によれば、出生率は、親と同居をやめることの費用といった結婚に関する変数と子育てに関する変数の影響を受けているとする。47都道府県の10年間のプーリングデータを用いたクロスセクション分析では、合計特殊出生率は男性賃金と保育園定員数は正の関係、女性賃金、住居費、児童手当⁸⁾は負の関係があることを明らかにしている。永瀬（1997）は市町村別クロスセクション分析を通じて、保育所の整備が女性の就労を促進し、わずかではあるが出生率の向上にも寄与すると結論している。勝又（2003）は国際比較から家族支援支出の少なさが出生率の低下を招いていることを示唆しているし、的場（2008）も保育サービスの拡充が出生率の上昇につながる可能性を指摘している。

他方で、集計データではなく個票を用いて個人個人の行動を分析すると、必ずしも保育サービスの拡充が出生率の改善には結びつかないことが指摘されているが、女性の就労を促進する効果は観察される。滋野・大日（1999）は、医療経済研究機構（1996）が都道府県別ク

ロスセクションで保育所サービスが就業上昇に有意に正の値をとることを、クロスセクションバイアスの可能性がある」と批判している。社会保障の経済分析研究会（1997）は個票データで分析によって保育園定員率の充実は女性の就業促進にはならないとする結論を、分析が有子世帯に限られているため、就業を必要としない世帯に限った分析になっている可能性がある」と指摘している。そこで滋野・大日（1999）は、有子世帯に限らない個票データを用いて分析をし、保育所定員率は出産の意思決定には影響しないが、女性の就業促進には有効であるとの分析結果を得ている。

出産・女性の就労と保育サービスの関係性についての研究からは、保育所の整備は女性の就労促進には正の影響を与えるものの、それが必ずしも出産に直結しないということが日本の現状であると考えられよう。他方で、保育サービスと財政の関係性についても多くの先行研究がある。高山（1982）は、運営費と保育料のばらつきの大きさと超過負担の大きさを指摘しており、児童福祉法制定当初とは異なり、保育所の利用世帯に貧困層が少ないことから、所得補助を見直す必要があると結論付けている。資源配分上の問題だけでなく、高所得層に公的補助がなされるという分配上問題、自宅保育や幼稚園と比較して高すぎる補助率、保育サービスの受益は利用者に限られる、競合性が存在するなど多くの理由から、公的に保育サービスを提供することに強い批判を加えている。

林（1996a, 1996b）も公的な保育サービス供給に批判的である。すでに保育所においては基本的人権の保障、価値材、外部性、不確実性といった議論は「基礎的で必需的な保育サービスには当てはまるものの、普遍主義的で選択的な保育ニーズにまでこれらの根拠を当てはめることには無理がある」（林 1996a, 164 頁）とし、ニーズの多様化に向けて民营化を進めるべきだという結論を導き出している。ニーズの多様化に伴い、高所得層も保育サービスを利用するようになったことを選別主義的サービスから普遍主義的サービスへの転換だとみなし、保育サービスに対する追加的財政負担は利用者と非利用者間の不公平を増すとして慎重になるべきだとする。また、公立保育所の運営は人件費が高いことから効率的ではないことも、民营化を進める根拠であると結論付けている。

岸（2006）は地方財政による保育サービス供給に対して強い批判を加える。子育ては市場原理だとしながらも、厳密に応益性が満たされるのであれば税財源による無償供給もあり得るとする。子育て費用の支払タイミングをずらす「講⁹⁾」のシステムが財政の本質であるという理解のもと、①全ての人が結婚して同数の子どもを設ける、②全ての課程が保育所を利用する、③保育財源は地域住民からの均等割課税で調達する、④生まれた子どもは一生涯その地域にとどまる、という条件が満たされるのであれば、財政による保育サービスの提供を許容できるとする。しかし、実際には上記の条件は満たされないために、負担と受益の不一致を生まざるを得ない。しかも、差別保育料は再分配効果を狙っており、個々の家庭における厳密な受益と負担の一致がなしえない。それゆえ、保育所には民营化が望まれ、保育サー

ビスは市場原理によって充足されるべきであると結論している。

山重（2001）は完全なる民営化を主張はしないものの、地方財政によるサービス供給そのものには批判的である。保育料の低さを問題視し、保育所使用料によって財源を十分に調達しないために、保育サービスの過小供給による待機児童問題が発生していると指摘している。むしろ、私立保育所に対する補助金の支給要件として、公立保育所並みのサービス水準を保つことを規定した認可保育所制度が保育サービス市場の育成を阻害していることを問題視している。市場取引をベースとしながら低所得対策を行うことで、不完全情報、人権保障、独占といった市場の失敗に介入するべきだと結論付けている。鈴木（2018）も市場化と低所得対策の組み合わせによる待機児童問題の解決を提案している。

丸山（1998）も保育料の軽減が超過負担をもたらす一因であると指摘している。保育料の税制移転方式による費用徴収基準は、妻の追加的収入に対して極めて高い限界税率をもたらしていると分析したうえで、過度の保育料軽減は超過需要を、全額負担は過少需要を引き起こすとして、慎重な対応を求めている。もっとも、家庭内保育と保育所利用者の間での不公平、夫の所得水準の違いによる妻の可処分所得上昇の違いを背景として、保育所使用料における低所得者の優遇措置、すなわち所得再分配機能を排除することで受益者負担原則を貫徹させるべきだと結論している。

このような保育財政に対する厳しい批判が多くなされる半面で、保育財政の機能拡充の必要性を導き出す研究も少なくない。もっとも先駆的な研究として右田（1966）がある。右田は戦後の社会保障費¹⁰⁾の急増に対して社会福祉費は緩やかにしか伸びなかったことを重視する。社会保障全体における純国庫負担率の減少¹¹⁾を批判し、保育所未設置自治体が約30%であった整備段階において既に、高い超過負担と高い保育料が問題であったことを明らかにしている。

阿藤（2003）は、1990年の1.57ショックを機に、徐々に性別役割分業型家族から共働き家族の増大を前提に政策転換したと分析している。育児休業の取得率の低さと、経済的支援＝現金給付の貧弱さが課題として考えられるが、児童手当はばらまきであるとの批判、財源問題、出生率改善効果への疑問などで政策は停滞していないが、「仕事と子育ての両立支援」「子育ての経済的支援」を家族政策の両輪として進めるべきだと結論している。渋谷（1999）は、福祉国家のリストラクチャリングと「家族支援」という文脈の下で、個々人が自己責任と自由な選択を行えるための保育サービスとして位置づけることを提案している。少子化対策ではなく、個人の自己決定権の尊重や生き方の多様性を保証するためには、女性の就労と出産・育児を両立させる保育サービスは重要であると結論付けている。

交付税と保育所運営を結び付けた稀有な研究に手塚（2010）がある。三位一体の改革後の交付税による幼保一体型施設における保育所運営費の18.2%、幼稚園の19%に当たる金額の財源保障が、基準財政需要額の算定式から導き出せるとしている。もっとも、この水準が

十分なのかどうかという財源保障の程度についての評価は行っていない。

総じて、保育所サービスにおける受益者負担主義と、保育所サービスの過小供給が奇妙にバランスしている状況が読み取れる。保育サービスが強い受益者負担主義の影響のもとで運営されてきたという事実は、佐藤（2014）の分析と符合する。家族主義・保守主義的に考えると、保育サービスをあくまでも家族機能の衰えた家庭に対する救済的な福祉サービスに押しとどめておくことは妥当である。他方で、子育ての社会化は個人の自立を強調する革新的な考え方とも相性が悪かったことを、保育の民営化を主張する先行研究は指摘する。

先行研究の検討から保育サービスの拡充は、直接的に、短期的に、合計特殊出生率の改善をもたらすとは結論できないこともわかる。晩婚化と晩産化の傾向に影響を与える政策は、保育所の拡充よりも出産と育児の休業制度が本命であり、またそのような休業を経たとしても男性も女性もジョブキャリアの評価において差別されないことが肝要だと考えられるからである。しかし、保育サービスの拡充が女性にとって就業と出産・育児の両立をしやすくなるものである可能性は高く、仕事と子育ての両立が容易になることが結婚をためらわせなくするのであれば、長期的には出生率に影響を与える可能性も考えられよう。

2. 東京都・児童福祉における超過負担の現状

次に、東京都における保育所経費の超過負担の状況を明らかにする。超過負担とは、地方財政が行う業務に際して国がその財源を保障しているにもかかわらず、その補助率が低いために地方が多くの支出を行わなければならないことを指す。保育所の運営費に関する児童保護費負担金は、「国と地方相互の利害に関係ある事務のうち国が進んで経費を負担するもの」（地財法10条）として定められてきた。超過負担の本質は、「国の地方に対する義務（法令）違反」であるが（金山1975）、従来は摂津訴訟（保育所建設費国庫負担金請求訴訟）に代表されるように、投資的経費（社会福祉施設の建設費など）を中心として議論が行われてきた¹²⁾。しかし、長期的に児童福祉費の大部分を占める経費は、公立保育所の運営費と私立保育所に対する補助金（扶助費）であるため、経常的経費の分析を行う必要がある。そこで、先行研究に倣って超過負担の概念を整理することにする。

表1は保育所の運営経費を財源別に表したものである。ここでは便宜的に交付税の算定を念頭に置いた説明を行うが、都区財調においても予算編成の概念としては同様に扱うことができる。保育所の運営に関する公費の投入は、国基準の保護者負担（A+D）で賄いきれない分を国庫支出金によって賄い（年代によって8割、7割、5割）（B）、残りの分を都道府県と基礎的自治体で折半することになっている（C+E）。

保護者負担である保育所使用料の総額は、国基準の想定では公費とほぼ折半を想定している（A+D=B+C+E）。基礎的自治体は、国基準の保護者負担に対して独自の軽減措置を設け

表 1 使用料割合と超過負担の概念図

保育所使用料 (保護者負担) A	自治体の支出 (負担軽減措置) D	自治体の支出 F
国庫支出金 B		
都道府県支出金 C	自治体負担分 E	

林 (1996b) 26 頁より作成。

ていることがほとんどである ($D > 0$)。もっとも、軽減措置を設けていなかったとしても保育所利用者の所得階層が国の想定よりも低ければ、想定された保育料は徴収できない。さらに、私立保育所の運営に関しては予算・決算に計上されないために、財政の側から観察することはできないため、私立保育所の割合が増えれば A の実数が減少し、D が増加しているように見える。それに加えて、各自治体は独自の上乗せや単独事業を行っている (F)。

本稿の分析にあたっては長期にわたって安定的に利用可能な児童福祉費を保育所運営費の代替としている。具体的には「市町村決算状況調」と「特別区決算状況」の各年度版における、歳入「保育所使用料 A」「国庫支出金：児童保護費負担金 B」「都支出金（国庫支出の伴うもの）：児童保護費負担金 C」、歳出「民生費：児童福祉費 (A+B+C+D+E+F)」を利用した。区市町村の法定負担は都道府県支出金と同額であるため、 $C=E$ とすることで法定負担額を推計している。児童福祉費の歳出と補助金額には公立保育所運営費、私立保育所運営費、児童手当、母子養護施設、児童館などの費目が含まれており、必ずしも保育所運営費の影響が直接的に観察できているわけではないが、保育所運営費が大きな部分を占めるため代理変数としてある程度の妥当性があると考えられる。以上の前提の下で、使用料割合と法定外支出割合を次のように定義する。

・使用料割合

国の想定する保育所使用料の総額が公費と同等 ($B+C+E$) であることを利用して、本来求めたい数値である $A/(A+D)$ を $A/(B+C+E)$ で近似する。以下では断りなく使用料割合との表現を用いるが、この使用料はあくまでも予算に計上される公立保育所の割合であることに留意する必要がある。この値が大きければ大きいほど保護者の負担軽減に力を入れていない、利用者の所得水準が高い、公立保育所の割合が高いことを示す。

・法定外支出割合

国基準の公費負担 ($B+C+E$) に対して、どの程度の追加的歳出 ($D+F$) を行っているのかを示す。厳密に保育所運営費の超過負担を意味しないため、このような用語を用いた。児童福祉費の歳出総額 ($A+B+C+D+E+F$) がわかっていることを利用して、そこから保護者

による負担 A を引いて、国基準の公費負担で除した数値 $(B+C+D+E+F)/(B+C+E)$ を利用する。1 を超えた部分が基礎的自治体の超過負担に相当する。

まず、保育所の経費における利用料割合と超過負担を、児童福祉費における利用料割合と法定外支出割合で代替してよいのかどうかについて考察する。図1は保育所経費における利用料割合を縦軸に、児童福祉費における利用料割合を横軸にとったものである。図2は同様に保育所運営費における超過負担を縦軸に、児童福祉費における法定外支出割合を横軸にとったものである。東京都における保育所経費の財源構成が「特別区児童福祉行政実態調査報告書」によっていくつかの年度において入手可能であるため、この分析が可能となった。保育所運営費のデータと児童福祉費のデータでは、利用料割合についてはかい離が大きいので参考として利用するよりないことがわかる。保育所運営費のデータでは私立保育所の使用料も算入されているのに対して、決算データでは私立保育所の使用料は計上されていないことにかい離の原因があると考えられる。児童福祉費を用いた法定外支出割合については決定係数が高いため、超過負担の近似値として利用する。

図3は推計した使用料割合を経年変化で表したものである。図4は同様に法定外支出割合の経年変化を示したものである。両者とも、1980年代中頃までの上昇期とその後の下降期、三位一体以後の3つの期間に分けられることがわかる。使用料割合は長期にわたって1(100%)を大きく下回っており、国の想定する使用料が徴収できていないか、それぞれの自

図1 特別区における保育所使用料徴収率の比較
(保育所使用料 / 国基準公費と保育所使用料 / 児童福祉費の国基準公費)

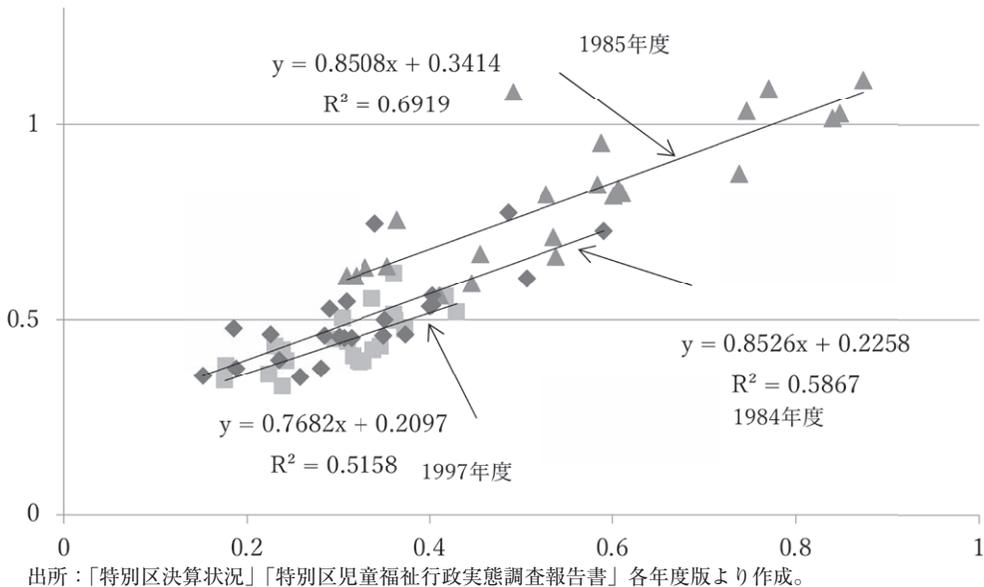
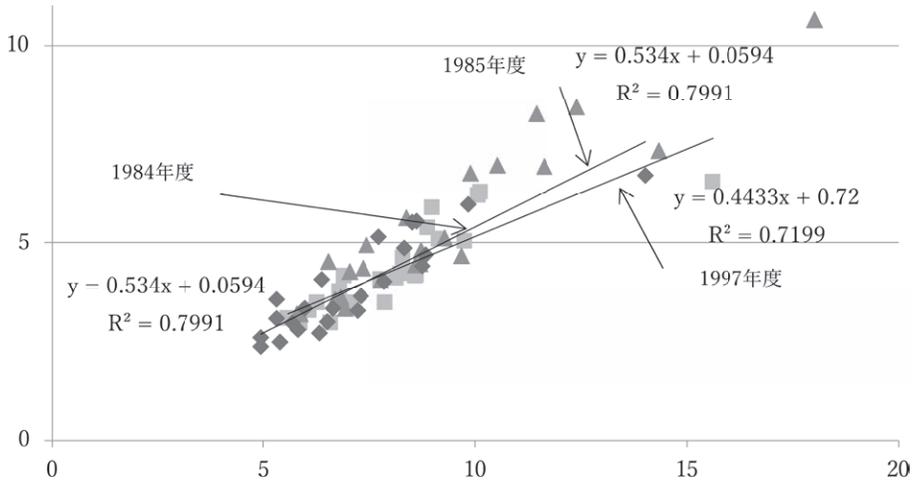


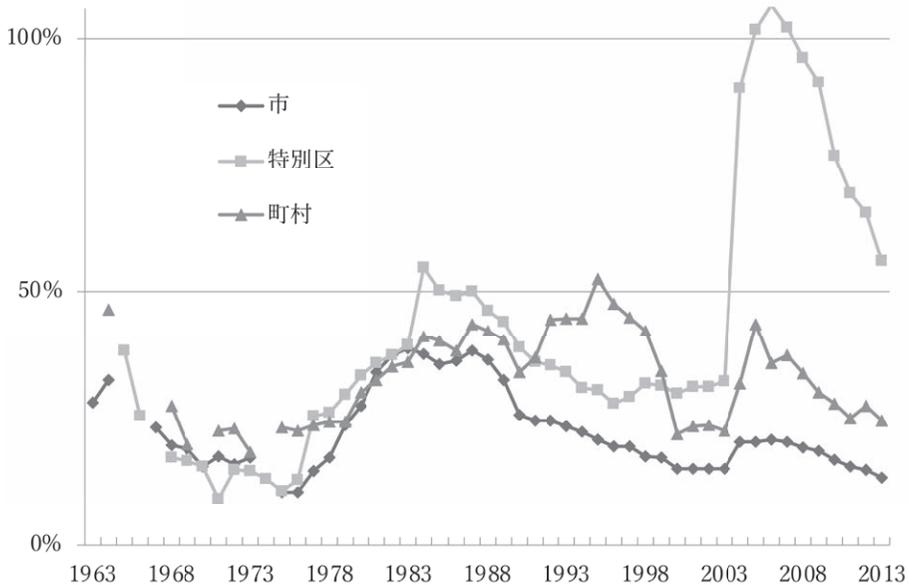
図 2 特別区における超過負担と法定外支出割合の比較



出所：「特別区決算状況」「特別区児童福祉行政実態調査報告書」各年度版より作成。

注：特別区の保育所運営費-保育所使用料 / 国基準公費と特別区の児童福祉費-保育所使用料 / 児童福祉費の国基準公費。

図 3 使用料割合の推移



出所：「特別区決算状況」「市町村決算状況調」各年度版より作成。

治体で軽減措置が設けられていることを示している。ただし、特別区における使用料割合は相対的に高く推移しており、佐藤（2014）が指摘したように、特別区における公立保育所の比率の多さがここに表れている。2005年以降、三位一体改革の影響で市・特別区・町村のいずれにおいても使用料割合は高まっており、特に特別区での比率上昇が大きい。法定外支

図4 法定外支出割合の推移

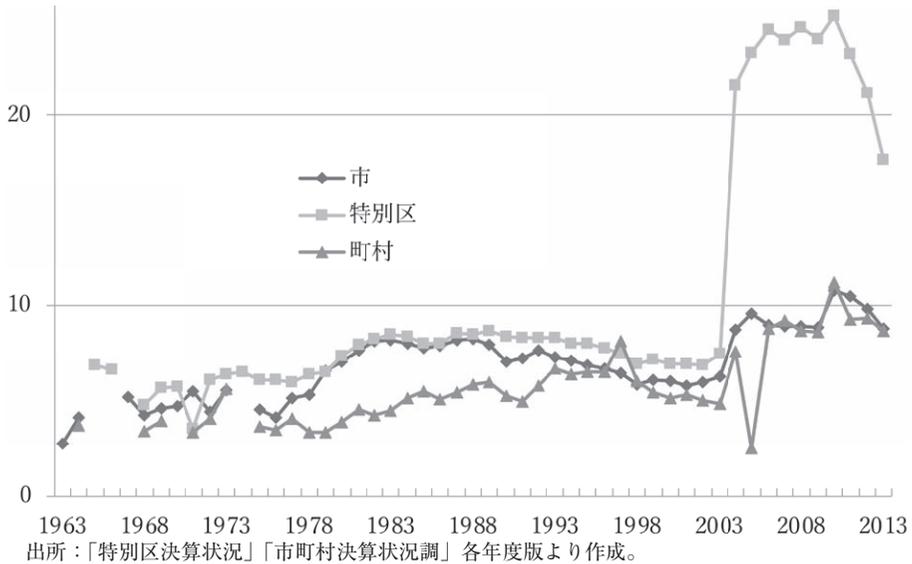
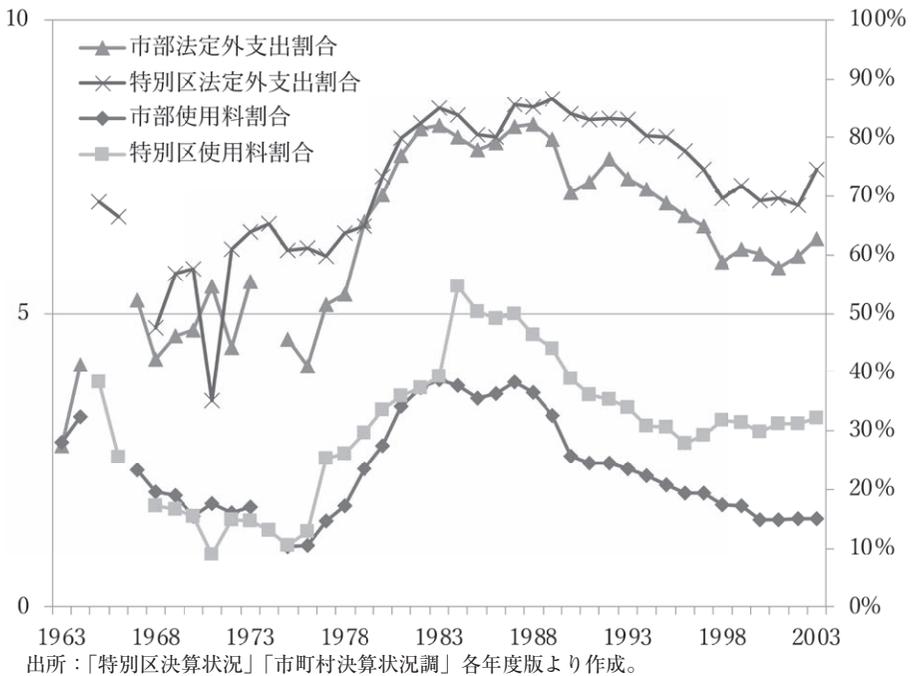


図5 三位一体改革以前の市部と特別区の比較
(法定外支出割合：左軸，使用料割合：右軸)



出割合については、おおむね3~8の間で変動しており、平均でみても国が想定する財源保障ができていないことを表している。すなわち、超過負担が継続的に存在していた可能性を

示唆する結果となっている。

ここで、公立保育所の国庫補助が一般財源化された三位一体改革以前の使用料割合と法定外支出割合について、単純化のために市部と特別区において示したものが図5である。図5からは使用料割合についても、法定外支出割合についても特別区が市部を上回り続けていることが分かる。前者は、平均で見ると特別区に公立保育所が多いことに加えて、特別区の方が保育所使用料の軽減を行っていないか、世帯の所得水準の高い層が保育所を利用しているという可能性を示している。後者は、特別区において超過負担が大きいことを示している。公立保育所の経費の大半を人件費が占めていることを考えると、また先行研究で指摘されてきた通り公立保育所の経費が、人件費の高さゆえに私立保育所よりも高いことを鑑みると、特別区において超過負担が大きいことも説得的である。もっとも、超過負担の大きさは、単に国基準の保育単価が都心部の実情にそぐわないというだけではなく、住民の求めに応じて高い保育サービスの充実を図っていることにも起因する。そして、そのような超過負担を行うための財源が存在しているという条件も必要となる。そこで、次に一般財源の保障と超過負担の関係について考察を行うことにする。

3. なぜ児童福祉の超過負担は生じているのか？

交付税と都区財調は、基準財政収入額と基準財政需要額をそれぞれ算出し、その差を特定の財源で補てんするという方法で交付額が決定される。両者の違いは、市町村と特別区では基準財政収入額に算入される地方税が異なること、交付のための財源が異なること、都区財調では交付基準の決定等について都と特別区側が細かな取り決めを行うこと、基準財政需要額の計算方法に違いがある。この基準財政需要額の算定方法に着目して、交付税と都区財調における児童福祉費の財源保障に関する制度構造が超過負担を可能とする可能性を分析する。さらに、交付税と都区財調の基準財政需要額の算定方法の違いが、市部と特別区における長期的な超過負担の違いを説明する可能性についても検討する。

交付税において、保育所の運営費は人口を基準とした「社会福祉費」において財源保障がなされる。都区財調においては、児童手当、母子施設、児童保護施設や児童館の運営費を人口（近年は18歳未満人口）基準で測定し、公立保育所入所児童数を測定単位とする「公立保育所」と私立保育所入所児童数を測定単位とする「私立保育所」は別途計算される。このような制度の違いから、都区財調においてきめ細やかな財源保障がなされているという印象を与えるが、あくまでも一般財源としての交付金の算定のために用いられる標準的な財源の算定に利用される数値であるために、厳密な財源保障を意味するわけではない。制度構造自体が異なるために都区財調の方が高い単位費用であるということもいえないし、交付税においては、保育所児童数は補正係数の計算に用いているため、都区財調の方がきめ細やかな対

応をしているともいえない。そこで、交付税における単位費用と都区財調における単位費用との比率の経年変化を見ることによって、どちらのほうか財源保障をしようとしていたのかという政策的意図を推定することにする。

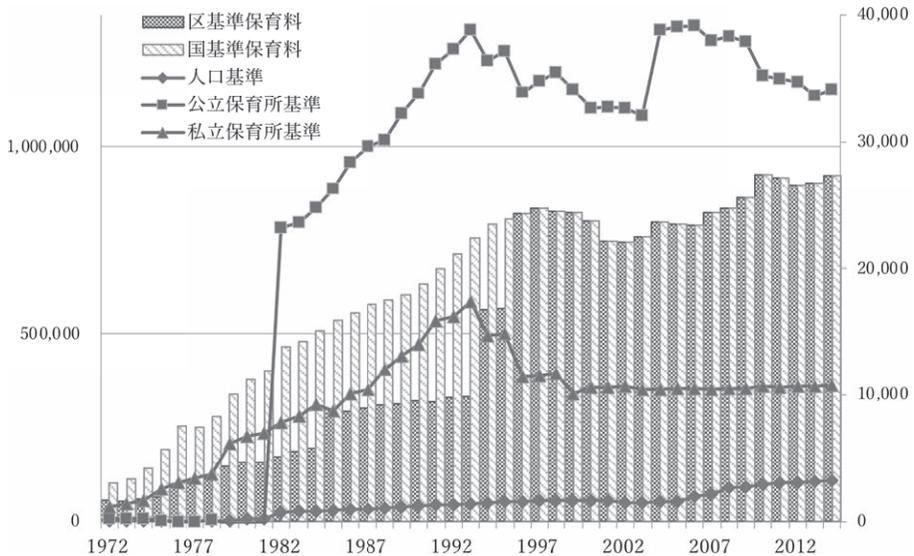
交付税の補正係数の算定において公立保育所や私立保育所の児童数が用いられるようになった近年において、都区財調の算定基準を利用した場合の財源保障の度合いをシミュレーションすることで、同様に交付税と都区財調の制度構造の違いを推定する。シミュレーション方法は以下の4つの段階を経る。

- ① 交付税における補正係数の計算に用いられる公立保育所、私立保育所の入所児童数の各市のデータを用いて測定単位とする。私立保育所は平成15年度より用いられており、平成20年度より公立保育所の入所児童数は0歳、1～2歳、3歳、4歳～に分けられているためそれらを合算する。
- ② 交付税において用いられている各市の補正係数と測定単位の積をとる。この際、交付税の補正係数の算出において保育所入所児童数が利用されているため、それらの効果は二重に考慮されていることに注意が必要である。すなわち、保育所児童数の少ない地域はより少なく、保育所児童数の多い地域はより多く推計される。ただし、補正係数において最も影響力のある環境要因は人口密度であることにも留意する必要がある。
- ③ 補正係数と測定単位の積に単位費用を乗じて、仮想の基準財政需要額を導出する。
- ④ 保育所運営の仮想基準財政需要額を交付税の基準財政需要額（社会福祉費）で除す。

分析の結果を以下に示す。図6は特別区におけるそれぞれの測定単位に対する単位費用と、公立保育所と私立保育所の基準となる保育所利用料を記したものである。都区財調の単位費用は、1993年度までの上昇期、下降期、三位一体後に分かれる。なお、1982年度の公立保育所の単位費用の急上昇は人件費の参入による。それ以前の単位費用はマイナスの値すらあった。都区財調において想定される特別区の標準的な保育所利用料は、当初は国基準と大きな開きがあるが、1993年度より急激に上昇し、1996年度からは同水準となっている。都区財調においては、私立保育所よりも公立保育所に手厚い財源保障を行っていたことが見て取れる。このような一般補助による財源保障が、特別区における公立保育所の割合の多さの源泉であると考えられる。

図7は交付税における単位費用を示している。図では投資的経費の単位費用についても記述しているが、本稿では経常的経費についてのみ分析を行う。都区財調とは異なって、交付税における単位費用は上昇し続けていることがわかる。1993年度に至る急激な変化は、高齢者福祉費の急増に対応したもので、その後は高齢者福祉費の測定単位が分離されたため、児童福祉費が社会福祉費の大部分を占めることになる。

図 6 特別区における単位費用と基準となる保育所利用料
 (単位費用：左軸, 円, 保育所利用料：右軸, 円)



出所：「都区財政調整の概要」各年度版より作成。

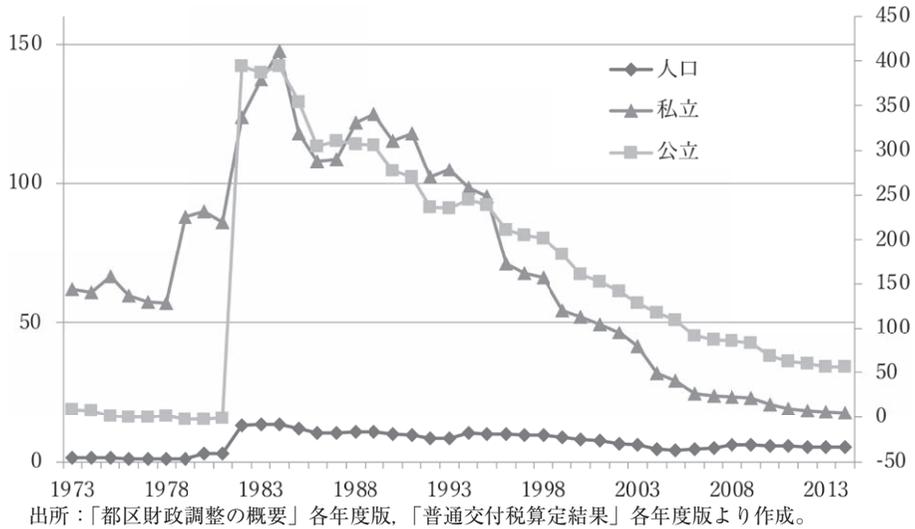
図 7 交付税における単位費用



出所：「普通交付税算定結果」各年度版より作成。

図 8 は交付税の「社会福祉費：経常的経費」の単位費用に対する都区財調の単位費用の倍率を示している。測定単位のとり方に大きな違いが存在するために単純な比較はできないが、1982年度までは都区財調の単位費用の比率は低い値を示し、人件費の基準財政需要額への参入以降は都区財調の単位費用が高い値を示していることがわかる。その後は、都区財調の

図8 交付税の「社会福祉費：経常的経費」の単位費用に対する
都区財調の単位費用の比率（人口、私立：左軸，公立：右軸，単位：倍）



単位費用の比率は長期にわたり下降傾向を示していることを鑑みると、都区財調の単位費用が当初は相対的に低く、1983年度以降は充実していたことが示唆される。三位一体改革での公立保育所の運営費に関する国庫補助が一般財源化された影響は、両者における単位費用の比率においては相殺されていることも看取される。

シミュレーション分析からも、都区財調の基準で財政需要を算定した方が高い基準財政需要額を算出することが見て取れる（表2）。なお、三位一体以降は都区財調で算出した基準財政需要額が低く、なおかつ低下傾向にあるが、これは都区財調が公立保育所に手厚い基準財政需要額の算定であるが、市部では私立保育所が多く、なおかつ私立保育所へのシフトが起きていることが背景にあると考えられる。

以上の分析より、一般補助による保育所運営に関する財源保障の構造が、すなわち交付税と都区財調における測定単位の設定方法と単位費用の水準の差が、特別区と市部における法定外支出（超過負担）の違いに結びついた可能性が示唆された。

4. 交付税と都区財調のもとで異なる児童福祉財政

一般財源としての保育所運営費に関する財源保障の制度構造の違いが、児童福祉費における市部と特別区の法定外支出割合の違いを生み出している可能性があり、このことは保育所運営に関する超過負担は一般財源の保障と大きな関係を持っている可能性を示唆するものである。しかしながら、市部においても特別区においても法定外支出割合に大きな多様性が存

表2 都区財調の単位費用を用いた基準財政需要額のシミュレーション結果
(単位：交付税の社会福祉費の基準財政需要額に対する比率)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2012	2013
八王子市	2.55	2.33	2.23	2.64	0.74	0.70	0.56	0.54	0.54	0.53	0.47	0.41	0.39
立川市	2.76	2.52	2.39	2.63	1.16	1.06	0.81	0.78	0.78	0.77	0.66	0.55	0.52
武蔵野市	1.44	1.36	1.28	1.26	0.82	0.78	0.63	0.60	0.60	0.60	0.51	0.39	0.27
三鷹市	1.61	1.52	1.44	1.47	1.01	0.94	0.78	0.75	0.76	0.75	0.63	0.57	0.56
青梅市	3.61	3.58	3.13	3.81	0.72	0.66	0.55	0.52	0.52	0.51	0.47	0.43	0.41
府中市	2.14	2.03	1.93	2.07	1.04	0.98	0.80	0.79	0.89	0.77	0.67	0.59	0.56
昭島市	3.19	3.18	2.99	3.57	1.12	0.98	0.79	0.76	0.74	0.67	0.59	0.48	0.47
調布市	1.82	1.69	1.58	1.73	0.86	0.82	0.65	0.64	0.78	0.63	0.54	0.49	0.46
町田市	1.47	1.42	1.42	1.41	0.55	0.52	0.04	0.40	0.40	0.40	0.35	0.30	0.29
小金井市	1.63	1.52	1.42	1.51	0.74	0.69	0.57	0.54	0.54	0.54	0.47	0.41	0.38
小平市	1.70	1.62	1.52	1.56	0.93	0.85	0.69	0.65	0.64	0.64	0.53	0.48	0.44
日野市	1.94	1.92	1.86	1.97	1.11	1.04	0.82	0.81	0.80	0.79	0.66	0.60	0.56
東村山市	1.72	1.55	1.56	1.65	0.88	0.82	0.68	0.66	0.64	0.64	0.54	0.45	0.42
国分寺市	1.51	1.41	1.34	1.49	0.90	0.87	0.70	0.68	0.64	0.65	0.55	0.49	0.45
国立市	2.61	2.34	2.15	2.30	1.05	0.94	0.77	0.72	0.72	0.71	0.62	0.50	0.46
福生市	3.15	2.92	2.76	3.13	1.06	0.98	0.75	0.65	0.65	0.54	0.47	0.43	0.33
狛江市	1.57	1.50	1.45	1.51	1.04	0.95	0.77	0.72	0.72	0.72	0.60	0.53	0.50
東大和市	3.13	3.00	2.86	3.30	1.14	1.08	0.87	0.82	0.80	0.80	0.57	0.45	0.43
清瀬市	2.21	2.05	1.95	2.01	1.19	1.11	0.84	0.82	0.80	0.79	0.66	0.56	0.52
東久留米市	2.00	1.81	1.80	1.82	1.16	1.06	0.88	0.86	0.84	0.81	0.70	0.63	0.59
武蔵村山市	3.58	3.45	3.34	4.04	0.95	0.88	0.75	0.75	0.75	0.76	0.68	0.60	0.58
多摩市	2.02	2.01	1.87	2.30	0.57	0.53	0.46	0.45	0.46	0.45	0.40	0.38	0.36
稲城市	3.12	2.73	2.63	3.03	1.40	1.36	1.01	0.96	0.97	0.94	0.79	0.58	0.55
羽村市	2.72	3.15	2.98	3.34	1.17	1.26	0.90	0.87	0.85	0.79	0.67	0.60	0.43
あきる野市	2.72	2.77	2.66	3.20	1.09	0.84	0.84	0.81	0.80	0.78	0.68	0.49	0.46
西東京市	2.22	1.72	1.62	1.63	1.16	1.06	0.86	0.83	0.82	0.81	0.62	0.61	0.57
総額	2.22	2.12	2.01	2.21	0.93	0.87	0.67	0.67	0.68	0.65	0.56	0.48	0.45

出所：「都区財政調整の概要」各年度版, 「普通交付税算定結果」各年度版より作成。

在していることも無視できない。はたして、それぞれの自治体における超過負担の多様性は交付税や都区財調における制度構造によって引き起こされたものなのか、それともそれぞれの自治体における地方自治的な保育所運営に起因するものなのか考察したい。

保育所使用料の多様性についても考察しなければならない。保育所使用料の国基準の公費に占める割合は、それぞれの自治体が軽減措置を行えば行うほど低くなり、また保育所の利用者である保護者の所得水準が高くなれば高くなるほど上がる傾向が生まれる。さらに、私立保育所の割合が高くなればなるほど、その使用料は予算・決算に計上されないために使用料割合は低くなる傾向になる。軽減措置を行っていけばいるほど、表1のDの部分が大きくなるため、法定外支出割合は高くなる傾向があると考えられる。同様に、保育所利用者層の所得水準が低ければ低いほど、私立保育所の割合が多ければ多いほど、表1のDの部分が大きくなるため法定外支出割合が高くなることが予想される。

図9は比較可能なデータが入手可能な1981年から1999年までの措置制度時代の児童福祉費の市部と特別区との合計額について、横軸に児童福祉費に占める国庫支出金と都支出金の比率を、縦軸に使用料の占める比率をとったものである。右に行けば特定補助金による財源保障の重要性が高いこと、もしくは自治体による追加の支出をおこなっていないことが示され、上に行けば使用料収入に依存していることが示される。市部においては相対的に特定補助金の比率が低く使用料の比率は高く、特別区においては特定補助金の比率は高く使用料の比率は低いことが見てとれる。特別区においては徐々に特定補助比率の上昇と使用料比率の減少が起こったため近似曲線は右下がりとなっている。市部においては近似曲線はやや右上がりであるが特定補助比率と使用料比率の間に関係性を見出すことは難しい。

図10は同じ分析を市部と特別区のそれぞれの自治体についておこなったものである。分

図9 市部合計と特別区合計とにおける特定補助比率と使用料比率（1981-99）

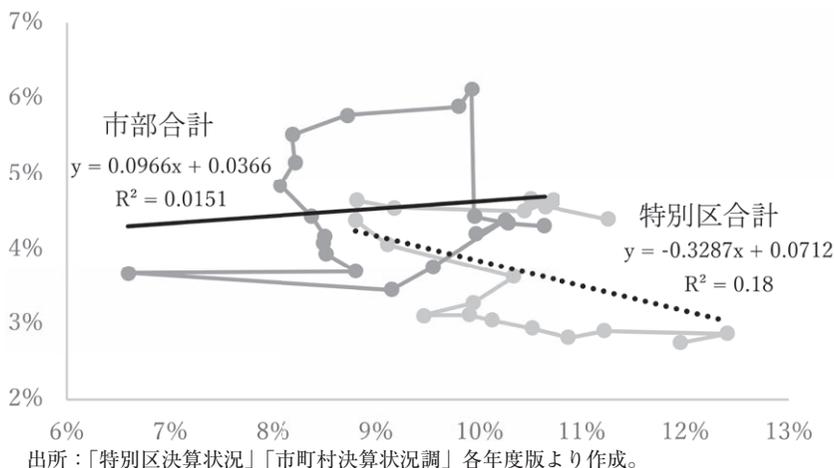
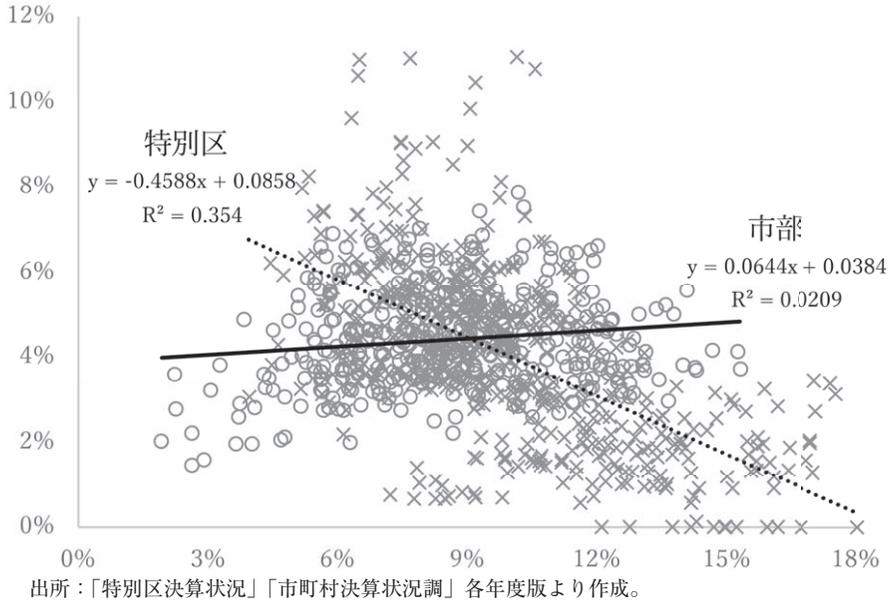


図 10 市部合計と特別区合計とにおける特定補助比率と使用料比率 (1981-99)



析結果は同様の傾向を示しており、市部においてはそれぞれの自治体において自由に使用料の設定が行われており、超過負担分の抛出についてもさまざまな水準で行われているため特定補助比率との関係が見て取れないのだと考えられる。それとは対照的に、特別区では特定補助比率の増加とともに使用料比率の低下が観測されており、特定補助による財源保障が充実すれば使用料を引き下げる傾向があった可能性が示唆される。市部と特別区の間にある制度的な差異は交付税と都区財調であり、以上の結果から交付税では相対的に充実した財源保障が行われているため各自治体は自治的に児童福祉財政を運営できていた可能性が、特別区では財源保障がタイトであるため特定補助と使用料との間に代替的な関係が生まれていた可能性が示唆される。

5. 結語

以上の分析をまとめると以下の通りである。第一に、東京都の市部においても特別区においても、保育サービスの提供に際して大きな超過負担が存在していたことが実証的に明らかになった。第二に、市部と特別区の法定外支出割合に違いがみられるが、それは交付税においてよりも都区財調において公立保育所運営費を厳密に基準財政需要額に算入する制度構造と、1983年以降に相対的に高かった都区財調の公立保育所基準の単位費用によって、市部よりも特別区のほうが手厚い一般財源保障の政策的意思表示がなされていたことに起因する

可能性が示唆された。このことは、上位政府による一般財源の保障が、長期的には地方自治体の政策を誘導する可能性を否定しえないことを示している。第三に、超過負担の多様性は交付税と都区財調の補正係数への短期的な反応ではないことが明らかになった。それぞれの自治体において、地方自治的な保育財政の運営がなされていた可能性を示唆するものである。

第四に、使用料割合は、法定外支出割合と正の相関があることが示された。このこともまた、地方自治的な保育財政の運営を示すものであるが、地方財政において使用料による財源調達が重視されることは、財政と地方自治の本旨からすると手放して喜ぶべき事態ではない。第五に、措置時代の児童福祉費における特定補助比率と使用料比率との間には、市部においては関係性が見出せないものの特別区においては負の相関関係があることが分かった。このことは交付税よりも都区財調では厳しめの財源保障がなされており、それゆえに特定補助を充実させれば使用料を引き下げ、特定補助を切り下げれば使用料を引き上げて財源確保を行うという関係にあることが示唆されている。分析時期が異なるため使用料の引き上げか引き下げかという方向は異なるものの、佐藤（2015）が示した結果と整合的である。

保育財政における多大な超過負担を背景として、保育所利用者の使用料収入に頼るということは、受益者負担主義の表出である。保育所使用料を引き上げることで財源調達が可能であるということは、一見すると地方自治による児童福祉費の統制という望ましい事態であるかのように見える。しかし、課税自主権をうまく行使できず、保育の拡充のためには保育所使用料に頼らざるを得ないという特別区における地方自治の厳しい現実も映し出しているとも考えられる。そして、使用料を支払うことで対価性を強調し、受益と負担を個々の家庭において一致させるという受益者負担主義は、先行研究が保育料依存と保育の市場化という両面から批判を加えたように、保育サービス提供に関する財政運営の正当性を弱体化させる。

最後に本研究の限界と今後の課題について記すことにする。本研究は東京都における市部と特別区が異なる一般補助体系、すなわち交付税と都区財調のもとにあり、児童福祉財政が多様に運営されつつも特別区では保育所の使用料に依存する傾向にあることを示した。このことは都区財調が相対的に厳しい財源保障を行なっていることを示唆するものではあるが、財政運営における相互参照などの行政的な理由において使用料に依存する傾向が生まれている可能性を排除するものではない。児童福祉財政研究としては行政的な統制も視野に入れた研究を行う必要があるだろう。さらに2014年以降の子ども・子育て支援新制度によって劇的に変化した児童福祉財政の環境は分析の射程外にある。コロナ禍における急激な少子化の進行によって児童福祉財政の意義はより大きいものになることが予想される。しかも、子育てをする親の幸福を念頭にしたレスパイトケアの重要性（佐藤 2021a）、保育士の雇用の質とサービスの質を担保する制度設計（佐藤 2021b）、カーボンニュートラルを実現するためのカーボンフリーな雇用の場としての保育という産業（佐藤 2022）という観点からも児童福祉

財政への注目は大きい。これらの検討については今後の課題としたい。

謝辞

資料を提供いただいた特別区長会事務局に感謝を申し上げる。本研究は慶應義塾経済学会（2014）及び東京経済大学（2021 年度個人研究助成費受給番号 21-14）の助成による研究成果である。

注

- 1) 額賀、藤田（2022）によると日本における働く母親たちは、一方では労働市場において労働力を提供することが期待され、他方では伝統的な過程でのジェンダーロールが求められる（新自由主義的母性）に直面しているという。公的な家族支援政策の脆弱性は（新自由主義的母性）の政策的な側面を表していると考えられる。
- 2) 伊藤（2003）は三位一体改革における公営保育所運営費の国庫支出金から交付税措置への一般財源化が保育サービス供給の減少につながるのではないかと懸念を示していた。しかし、超過負担が存在していることを考えると、その懸念は一般財源化以前より妥当していたと考えるべきであろう。
- 3) 使用料による財源調達は、受益者負担とも呼ばれ、他の手段による財源調達が困難な場合には有力な選択肢となるとともに、サービスの受給者と非受給者の間の公平感を涵養して租税抵抗を抑制する（ツインマーマン、ヘンケ 2000、佐藤、古市 2014）。しかし料金による財源調達は、財政の原則である一般報償性を逸脱するために、「なぜ市場で供給しないのか」という民営化圧力にさらされることになる。
- 4) 都区財調の制度的構造は、交付税の制度に基づいて設計されてはいるものの大きな違いが存在する。例えば、交付税の財源は 2015 年時点で、所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%、地方法人税の全額となっているが、都区財調においては固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分（併せて調整 3 税と呼ぶ）の 55% が財源となっている。この背景には特別区における地方税構造の違いが背景にある。また、基準財政収入額の算定に際するいわゆる留保財源の割合や、交付総額が不足した場合の措置についても大きな差異が存在する。しかし、本稿では長期間に渡る分析を行うため、交付税と都区財調の制度の変化について一つ一つ詳細に記すことはしない。
- 5) 交付税の算定プロセスにおいては、地方財政計画に基づいてその総額を衡平に配分するように基準財政需要額を算定する。特に、留保財源の変動を相殺するために補正係数が微調整されることに留意が必要である（小西 2013）。
- 6) 右田（1966）は保育所サービスにおいて、受益者負担主義が強化されていることを批判している。表は総経費に対する受益者の負担比率を示したもので、1960 年代を通じて消費者物価の上昇以上に保育料の引き上げが行われたことにその理由を求めている。
- 7) 津谷は就業と子育ての両立支援だけでなく、それを通じた相対的嗜好形成、すなわち婚姻の促進を促す必要性を主張している。

社会福祉等の受益者負担の状況

	総経費に対する受益者の負担額の比率
児童保護擁護施設	1.28
精薄施設	5.85
教護院	2.47
盲児施設	3.61
ろうあ児施設	4.12
里親	0.31
肢体不自由児施設	6.74
虚弱児施設	3.53
保育所	49.00
母子寮	2.38
助産施設	6.02
乳児院	2.04
精神薄弱児通園施設	27.19
肢体不自由児育成医療	34.00
身体障害者福祉更生医療	7.40
精神衛生措置入院費	4.52

出所：右田 1966, 143 頁, 表 12。

- 8) 児童手当は増額が続いているから負の係数となったと分析している。
- 9) いわゆるねずみ講の「講」のことで、対価性を伴わずに貨幣のやり取りをする体系。
- 10) 生活の自助化を促す抛出制保障のことで、年金や医療といった社会保険のこと。
- 11) 国庫負担から国が事業主として負担する部分を引いた純国庫負担の社会保障総額に対する割合のこと。
- 12) 例えば右田（1966）では保育所が未設置の自治体が約 30% 存在しているにもかかわらず、保育所建設費の実質的な国庫負担は 10% にとどまっていることを指摘している。金山（1975）は横浜市の 1973 年度決算において保育所建設費の超過負担率が 627.2% に達していることを指摘している。

参 考 文 献

- 阿藤誠（2003）「少子化と家族政策」『公衆衛生』67（8），607-610 頁。
- 伊藤周平（2003）『社会福祉のゆくえを読む』大月書店。
- 右田紀久恵（1966）「保育財政と保育料に関する諸問題：その 1 予備的考察」『社会問題研究』16（1・2），112～155 頁。
- 勝又幸子（2003）「国際比較からみた日本の家族政策支出」『季刊・社会保障研究』39（1），19-27 頁。
- 金山彰（1975）「超過負担の考え方と問題点」『調査季報』48，48-53 頁。
- 川村雅則（2010）「保育・保育労働をめぐる問題（1）」『季刊北海学園大学経済論集』58（3），163-202 頁。

- 川村雅則 (2011) 「保育・保育労働をめぐる問題 (2)」『季刊北海学園大学経済論集』58 (4), 225-293 頁。
- 岸昌三 (2006) 「保育財政」『追手門経済・経営研究』No.13, 1~5 頁。
- 小西砂千夫 (2013) 「地方財政の制度運営における国の財政規律の投影」『Human Welfare』5 (1), 5-32 頁。
- 佐藤一光 (2014) 「環境・エネルギー問題による財政の変化—公害対策, 原発推進と土建国家」, 井手英策編『日本財政の現代史 I—土建国家の時代 1960 年~85 年』151-174。
- 佐藤一光 (2015) 「なぜ東京で子育てをするのは大変なのか? —地方財政における制度地層の分析を通じて—」饗庭伸, 東京自治研究センター編『東京の制度地層』, 123~144。
- 佐藤一光 (2021a) 「子ども・子育て支援に求められるレスパイトケア」『都市問題』112 (1), 34-39 頁。
- 佐藤一光 (2021b) 「保育士の給与が低い理由」『都市問題』112 (4), 29-35 頁。
- 佐藤一光 (2022) 「グリーン・ニューディールのネクストステージ」『都市問題』113 (1), 4-9 頁。
- 佐藤滋, 古市将人 (2014) 『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ—』岩波書店。
- 滋野由紀子, 大日康史 (1999) 「保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響」『季刊・社会保障研究』35 (2), 192-207 頁。
- 渋谷敦司 (1999) 「少子化問題の社会的構成と家族政策」『季刊・社会保障』34 (4), 374-384。
- 鈴木亘 (2018) 『経済学者, 待機児童ゼロに挑む』新潮社。
- 高端正幸 (2018) 「児童福祉財政」高端正幸, 伊集守直編『福祉財政』ミネルヴァ書房。
- 高山憲之 (1982) 「保育サービス費用負担—応能負担原則の再検討—」『経済研究』33 (3), 239-250。
- 高山憲之, 小川浩, 吉田浩, 有田富美子, 金子能広, 小島克久 (2000) 「結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済的要因に関する一考察—」『人口問題研究』56 (4), 1-18 頁。
- 張秉煥 (2014) 「政策に見る保育サービスの公共財的特性: 韓国事例」『岡山学院大学・岡山短期大学紀要』37, 47-58 頁。
- H. ツインマーマン, K-D. ヘンケ著, 里中恆志・篠原章・半谷俊彦・平井源治・八巻節夫訳 (2000) 『現代財政学〔第7版〕』文真堂。
- 津谷典子 (1999) 「出生率低下と子育て支援政策」『季刊・社会保障』34 (4), 348-360 頁。
- 手塚崇子 (2010) 「過疎地における幼保一体化施設の財政分析—和歌山県白浜町「幼保一元化施設 白浜幼児園」を事例として—」『保育学研究』48 (2), 119-130 頁。
- 林宜嗣 (1996a) 「保育サービス事業の現状と課題」『季刊・社会保障研究』32 (2), 158-166。
- 林宜嗣 (1996b) 「児童福祉と財政政策」『季刊・社会保障研究』34 (1), 26-34 頁。
- 的場啓一 (2006) 「子育て環境整備の側面からみた少子化対策のあり方—福井市と金沢市の事例研究—」『関西学院経済学研究』37 号, 131-151 頁。
- 的場啓一 (2007) 「保育行政のミスマッチはなぜ起きるのか? —少子化対策と三位一体改革の影響—」『関西学院経済学研究』38 号, 43-64 頁。
- 的場啓一 (2008) 「少子化対策費にかかる財政支出の数量分析—児童福祉費と合計特殊出生率の要因分析を中心に—」『産業論集 (関西学院大学)』35 号, 129-145 頁。
- 的場啓一 (2010) 「保育行政における地方分権改革と義務付けの緩和」『日本地方財政学会研究叢書』, 124-147 頁。

東京都の児童福祉財政に関する交付税と都区財政調整の比較分析

- 丸山桂（1998）「保育所の利用者負担徴収方法と女性の就労選択」『季刊・社会保障』34（3），295-310頁。
- 山口慎太郎（2019）『家族の幸せの経済学—データ分析でわかった結婚，出産，子育ての真実』光文社。
- 山重慎二（2001）「日本の保育所政策の現状と課題：経済学的分析」『一橋論叢』125（6），633～650頁。
- 山下篤史（2007）「所得税による子育て支援—児童税額控除の課題—」『ESP Discussion Paper Series』No.190，1～23頁。
- 山本隆，山本恵子，岩満賢次，正野良幸，八木橋慶一編『よくわかる福祉財政』ミネルヴァ書房。
- OECD 編著，高城郁朗監訳（2009）『国際比較：仕事と家族生活の両立—OECD ベイビー&ボス総合報告書』明石書店。